

第543回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年3月17日(木)

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

- (1) わかさぎ・しらうおひき網漁業の実態調査結果と有効期間満了に伴う同漁業許可発給に係るスケジュールについて【協議】
- (2) まず網漁業の実態調査結果と有効期間満了に伴う同漁業許可発給に係るスケジュールについて【協議】
- (3) その他

7 閉 会

わかさぎ・しらうおひき網漁業の実態調査結果と有効期間満了に伴う同漁業許可発給に係るスケジュールについて（協議）

令和4年3月17日
霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 実態調査について

【目的】

「わかさぎ・しらうおひき網漁業」は、令和4年7月20日をもって許可の有効期間が満了する。

県では、当該漁業の許可を行うにあたり、当該漁業の操業実態等を把握するために、関係漁業協同組合を通じて漁業者への調査を実施した。

【調査方法】

調査対象：当該漁業許可を受有している漁業者

調査内容：①許可更新の意向

②過去3年分（R1～R3年の各年7～12月）の操業実績

調査方法：調査票を漁協を通じて配布・回収

【調査結果】

（1）許可件数の推移

許可件数は、平成22年から令和4年にかけて約39%減少した（図1）。

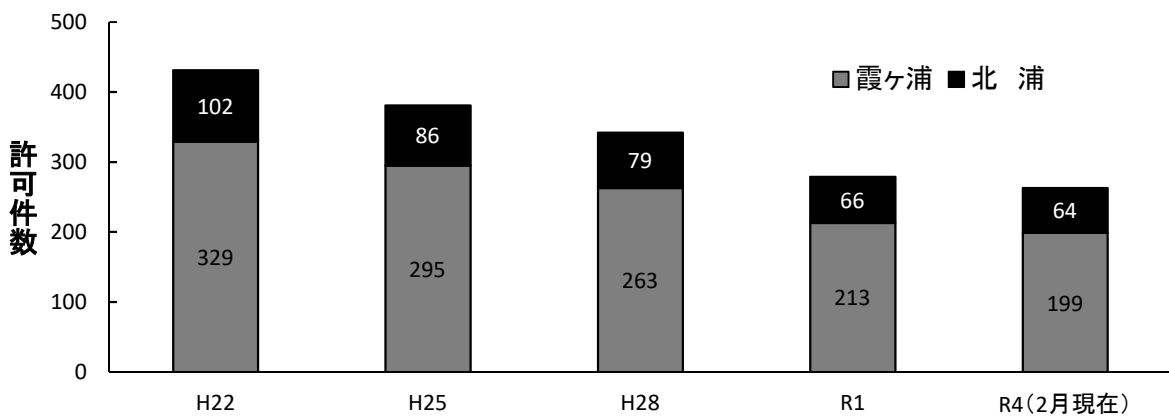


図1 わかさぎ・しらうおひき網漁業の許可一斉更新時の許可件数の推移

(2) 許可更新の意向

過去3年間における当該漁業の操業実績者数は、霞ヶ浦地区が117人、北浦地区が32人、廃業予定者は霞ヶ浦地区が12人、北浦地区が11人、新規許可希望者は霞ヶ浦地区が4人、北浦地区が1人であった(表1)。

表1 漁協別のわかさぎ・しらうおひき網漁業の操業実績者数と許可期間満了に伴う廃業見込み

漁協又は地区	霞ヶ浦 漁協	麻生 漁協	霞ヶ浦 地区 合計	きたうら 広域 漁協	潮来 漁協	北浦 地区 合計	霞北 海区 全体
現許可件数	159	40	199	47	17	64	263
操業実績者数	81	36	117	24	8	32	149
廃業予定者数	12	0	12	8	3	11	23
新規希望者数	4	0	4	0	1	1	5

調査票回収率：100%

(3) 操業実績

過去3年間では、漁期別での操業実績者におけるのべ操業日数及び1人あたりの平均操業日数は横ばいであった(図2)。

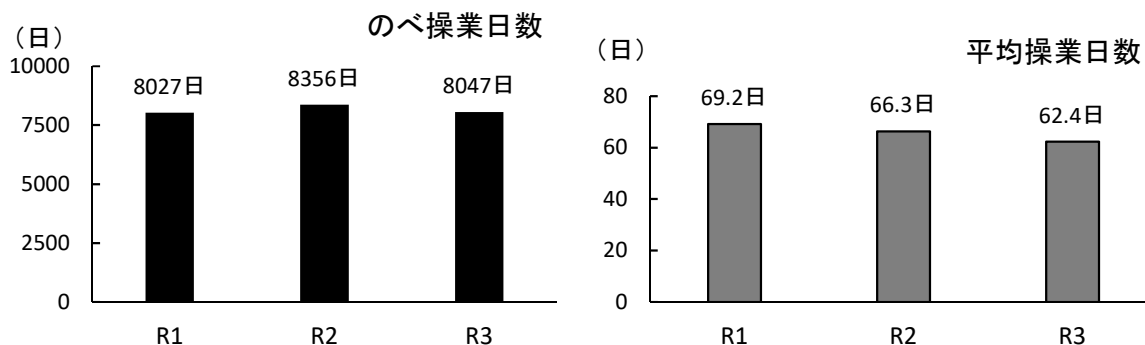


図2 漁期別操業実績者ののべ操業日数及び1人あたり平均操業日数

また、漁期別での操業実績者の漁獲動向については、ワカサギの総漁獲量及び1人あたりの平均漁獲量は減少し（図3）、シラウオの総漁獲量及び1人あたりの平均漁獲量は横ばいであった（図4）。

エビの総漁獲量及び1人あたりの平均漁獲量は減少し（図5）、その他の魚類の総漁獲量及び1人あたりの平均漁獲量は増加した（図6）。

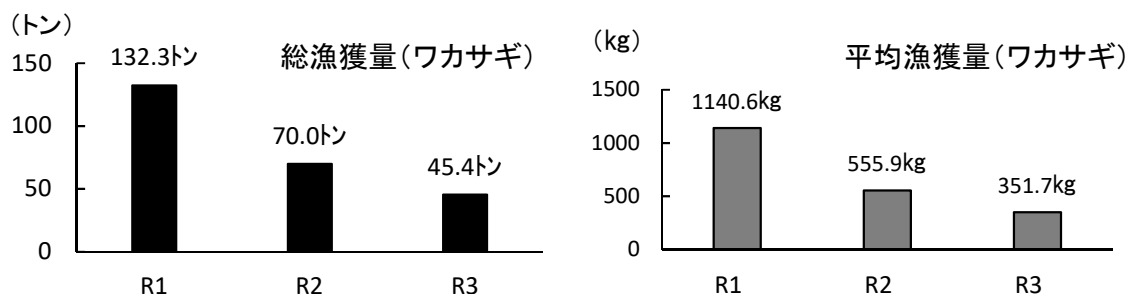


図3 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（ワカサギ）

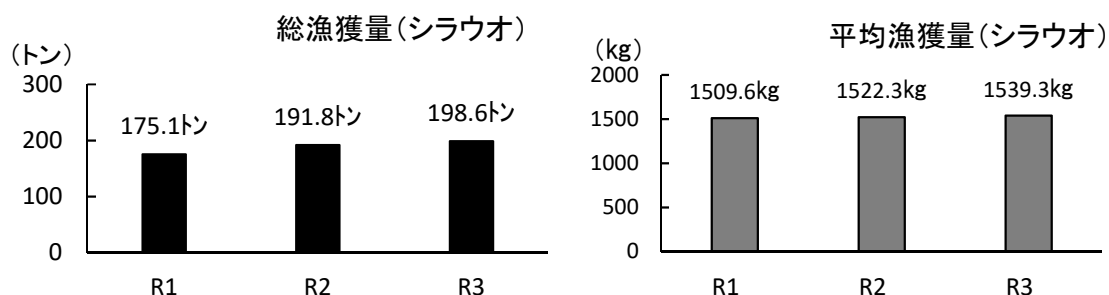


図4 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（シラウオ）

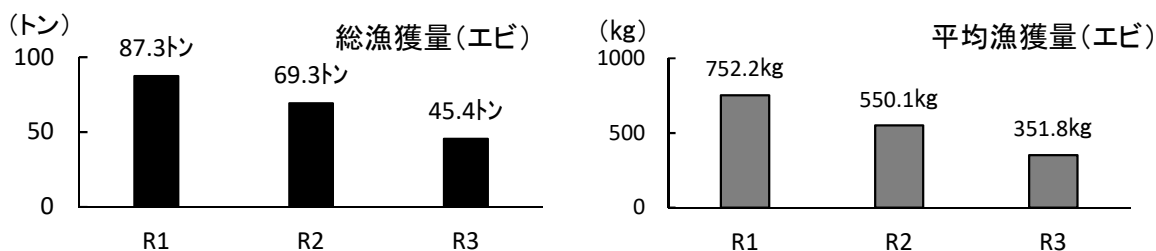


図5 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（エビ）

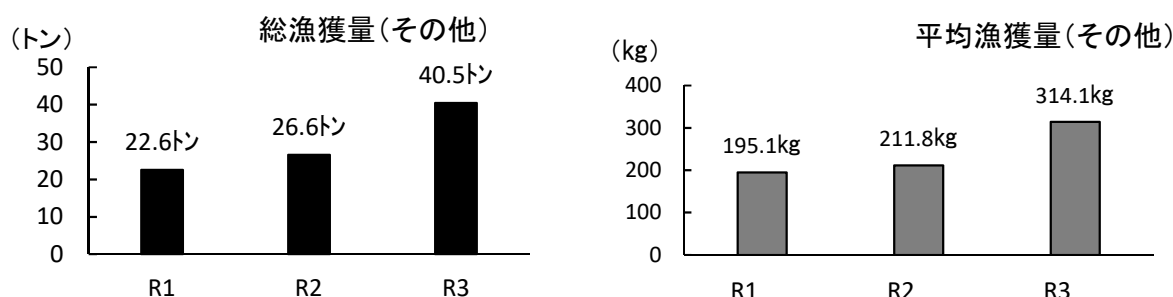
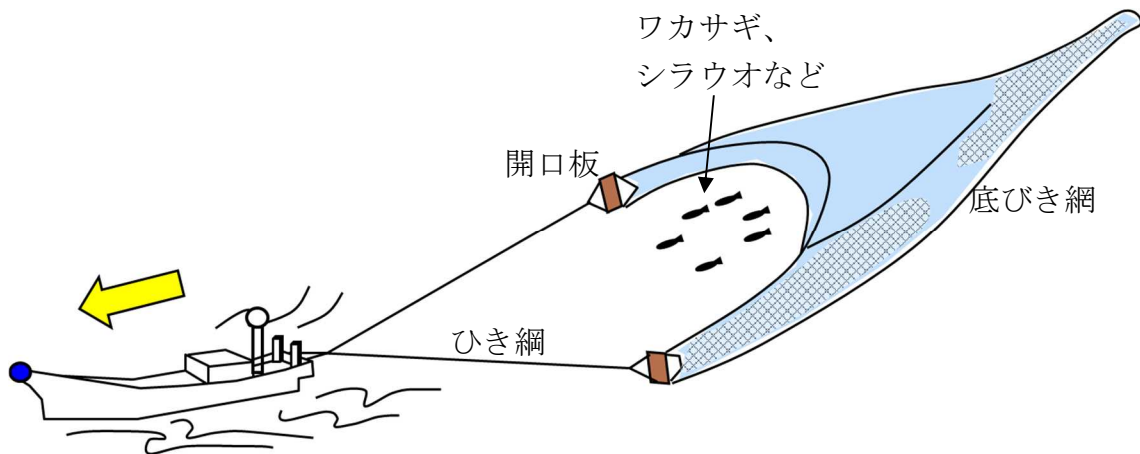


図6 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（その他魚類）

2. 今後のスケジュールについて（案）

令和4年3月	第543回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・実態調査結果の報告
	当該漁業許可の制限措置※（公示内容）案等の作成 ※制限措置 （1）漁業種類 （2）許可等をすべき船舶等の数 （3）船舶の総トン数 （4）推進機関の馬力数 （5）操業区域 （6）漁業時期 （7）漁業を営む者の資格
5月	第545回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・制限措置等の諮問 ・取扱方針の審議
5月	許可申請に関する公示開始
6月	許可申請の受付終了 申請内容の審査
7月	当該漁業許可の発給

わかさぎ・しらうおひき網漁業について



漁業名称：わかさぎ・しらうおひき網（トロール）

漁業時期：7月21日～12月31日

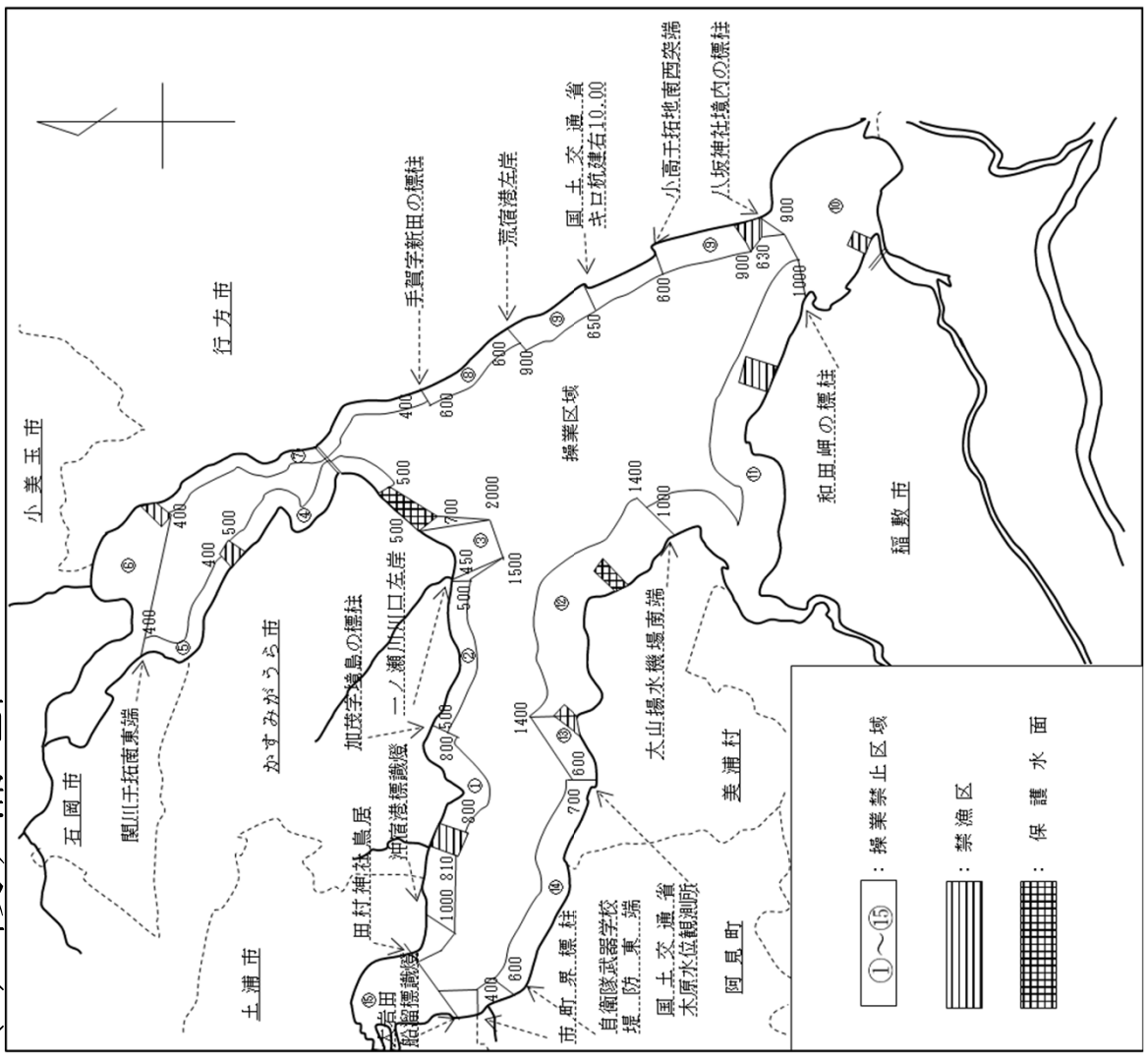
操業区域：第2種共同漁場権漁場外の水域

漁法：動力船の後方に網をいれて水中を曳き

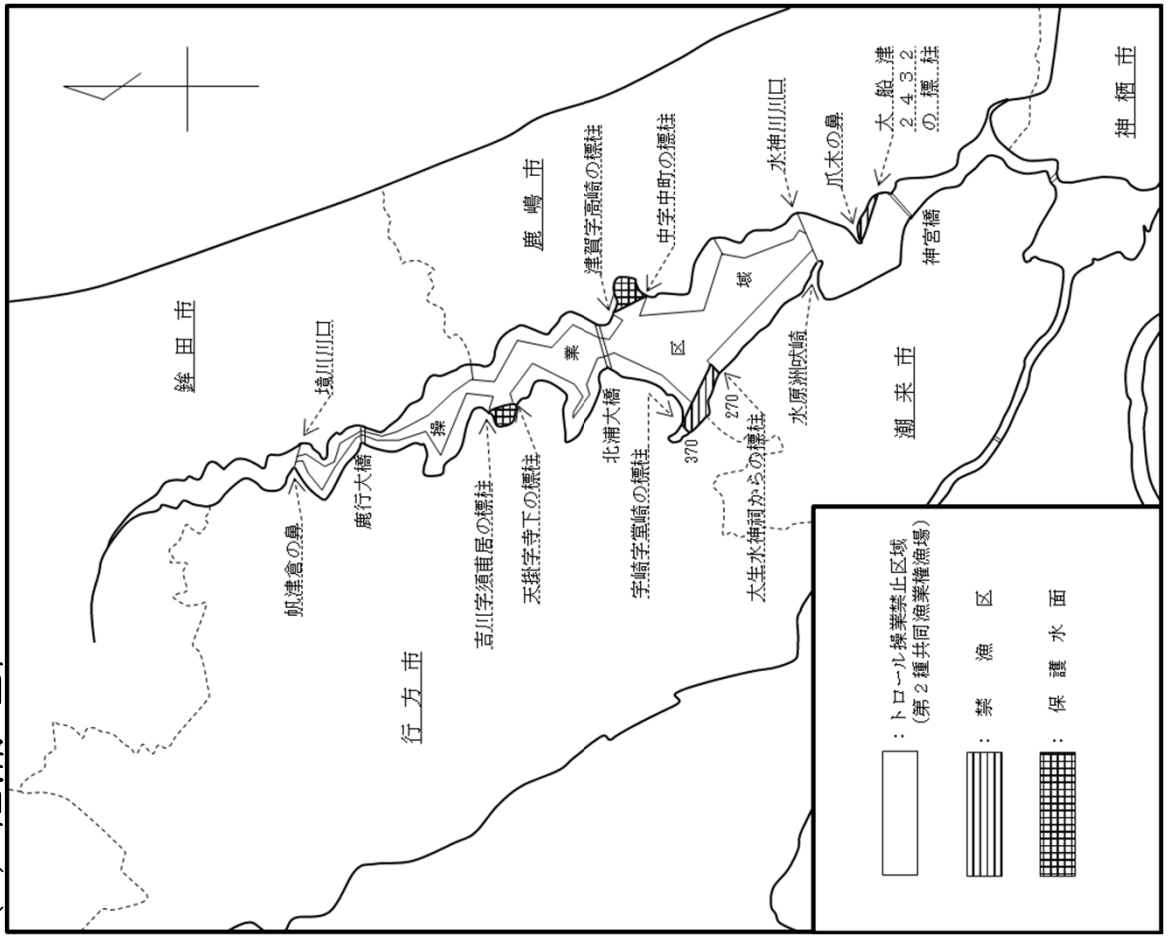
魚を獲る漁法

操業区域

(1) 霞ヶ浦地区



(2) 北浦地区



小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1） 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

（2） 許可等をすべき船舶等の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3） 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

（4） 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

（5） 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。

（ア） かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（イ） かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（ウ） 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域

a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱

b aから180度450メートルの点

c aから156度1,500メートルの点

d fから171度2,000メートルの点

e fから144度700メートルの点

f かすみがうら市坂に設置した標柱

（エ） かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（オ） かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域

（カ） 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域

a 石岡市井関関川干拓南東端

- b a から 94 度 400 メートルの点
- c e から 234 度 30 分 500 メートルの点
- d e から 234 度 30 分 350 メートルの点
- e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から 234 度 30 分の線と同市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と同市荒宿舟入場左岸から 230 度の線との間における同市湖岸線から 600 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次の a, b, c, d, e 及び f の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
 - a 行方市荒宿舟入場左岸から 230 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
 - b a から 230 度 00 分 900 メートルの点
 - c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40 分 650 メートルの点
 - d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点
 - e f から 250 度 00 分 900 メートルの点
 - f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次の a, b, c, d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
 - a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
 - b a から 266 度 30 分 630 メートルの点
 - c a から 219 度 900 メートルの点
 - d e から 80 度 1,000 メートルの点
 - e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a, b, c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
 - a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
 - b a から 0 度 1,400 メートルの点
 - c d から 0 度 600 メートルの点
 - d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から 38 度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から 700 メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a, b, c, d, e, f, g, h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
 - a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
 - b a から 38 度 00 分 600 メートルの点
 - c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点
 - d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
 - e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392

- メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点
- g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点
- h i から 204 度 810 メートルの点
- i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

- イ 規則第 32 条及び第 37 条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。
- (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第 8 号禁漁区を除いた水域
- (イ) 銚田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域
- (ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第 2 種共同漁業権漁場

(6) 漁業時期

7 月 21 日から 12 月 31 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。

ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。

(2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

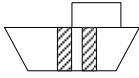
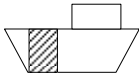
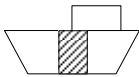
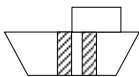
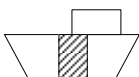
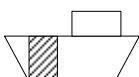

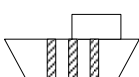

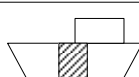
第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

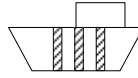
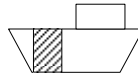
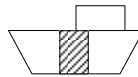
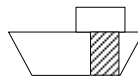
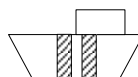

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(地方名称：わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針(令和元年5月13日施行)は、令和2年12月1日から廃止する。

表 許可船舶の塗装の表示

操業区域	所属組合		標識内容	
霞ヶ浦	霞ヶ浦	土浦支部		斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		玉造支部		斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		かすみがうら支部		斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		牛堀支部		斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		稲敷支部		斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		美浦支部		斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		小美玉支部		斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
		阿見町支部		斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	麻生		斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する	
	その他		斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

操業区域	所属組合		標識内容	
北浦	きたうら広域	大和支部		斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
		北浦支部		斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		大洋支部		斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		大野島支部		斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	潮来		斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する	
	その他		斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

ます網漁業の実態調査結果と有効期間満了に伴う 同漁業許可発給に係るスケジュールについて（協議）

令和 4 年 3 月 17 日

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 実態調査について

【目的】

「ます網漁業」は、令和 4 年 7 月 27 日をもって許可の有効期間が満了する。県では、当該漁業の許可を行うにあたり、当該漁業の操業実態等を把握するために、関係漁業協同組合を通じて漁業者への調査を実施した。

【調査方法】

調査対象：当該漁業許可を受有している漁業者

調査内容：①許可更新の意向

②過去 3 年分（R1 年 7 月～R3 年 12 月）の操業実績

調査方法：調査票を漁協を通じて配布・回収

【調査結果】

（1）許可件数の推移

許可件数は、平成 22 年から令和 4 年にかけて横ばいであった（図 1）。

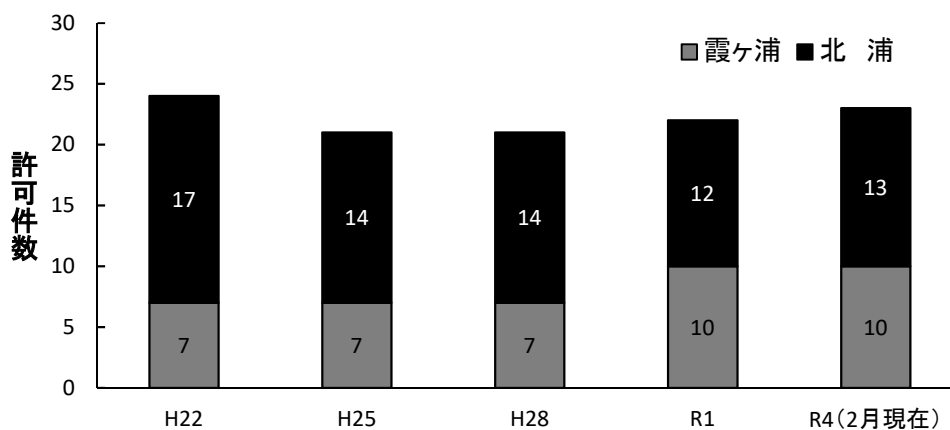


図1 ます網漁業の許可一斉更新時の許可件数の推移

(2) 許可更新の意向

過去3年間における当該漁業の操業実績者数は、霞ヶ浦地区が1人、北浦地区が5人、廃業予定者は霞ヶ浦地区が0人、北浦地区が2人、新規許可希望者は霞ヶ浦地区ではなく、北浦地区が3人であった(表1)。

表1 漁協別のます網漁業の操業実績者数と許可期間満了に伴う廃業見込み

漁協又は地区	霞ヶ浦 漁協	霞ヶ浦 地区 合計	きたうら 広域 漁協	潮来 漁協	北浦 地区 合計	霞北 海区 全体
現許可件数 (現許可受有者数)	10 (4)	10 (4)	3 (3)	10 (7)	13 (10)	23 (14)
操業実績件数 (操業実績者数)	3 (1)	3 (1)	3 (3)	5 (2)	8 (5)	11 (6)
廃業予定件数 (廃業予定者数)	0	0	0	2 (2)	2 (2)	2 (2)
新規希望件数 (新規希望者数)	0	0	0	3 (3)	3 (3)	3 (3)

調査票回収率：100%

(3) 操業実績

過去2年間(R1年漁期、R2年漁期)では、漁期別での操業実績者におけるのべ操業日数及び1人あたりの平均操業日数は横ばいであった(図2)。

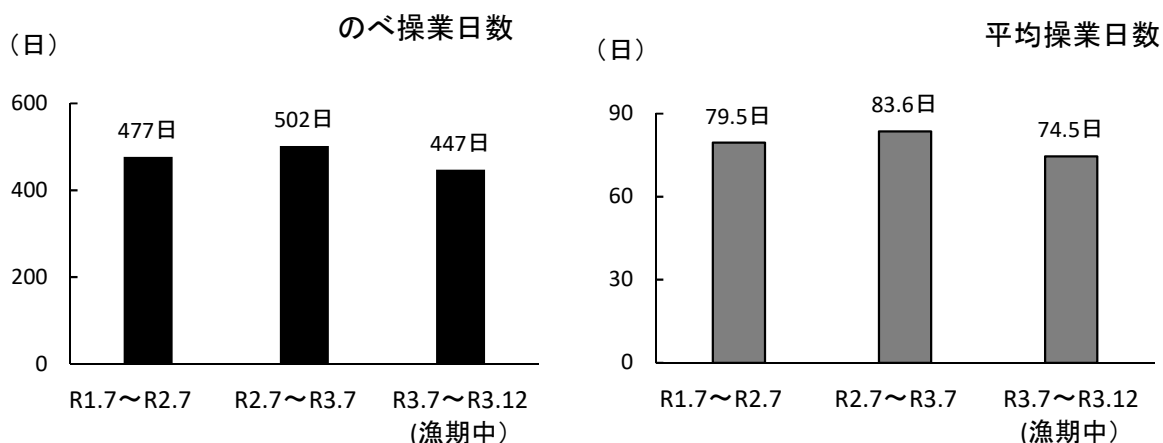


図2 漁期別操業実績者ののべ操業日数及び1人あたり平均操業日数

過去2年間（R1年漁期、R2年漁期）では、漁期別での操業実績者における総漁獲量、並びに1人あたりの平均漁獲量は増加傾向にあった（図3～図5）。

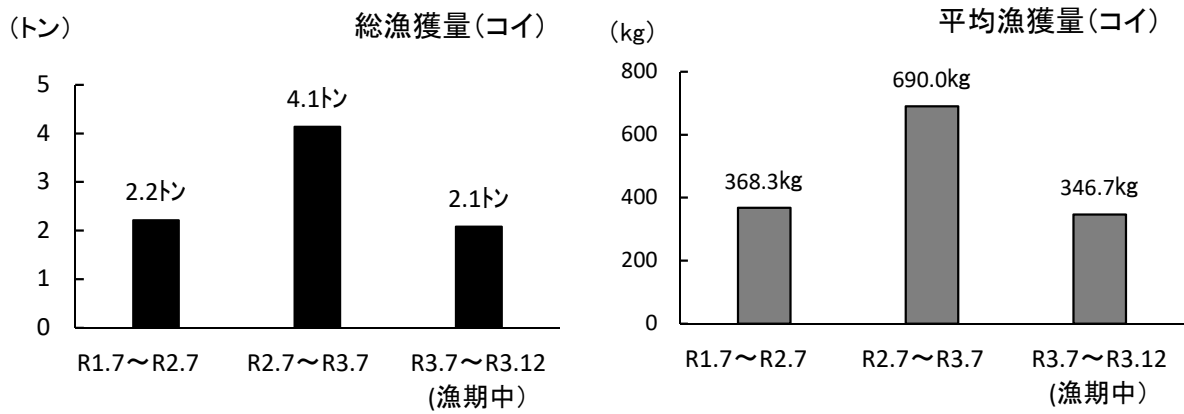


図3 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（コイ）

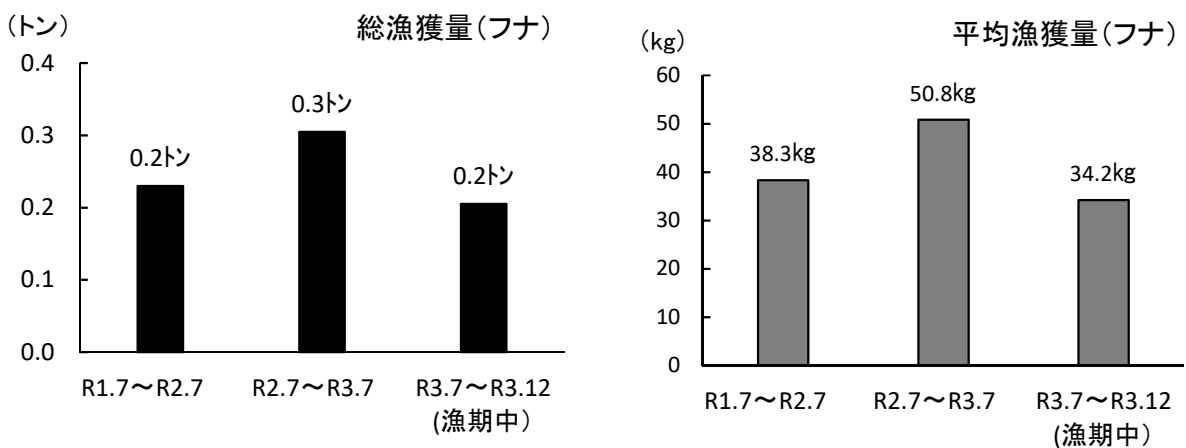


図4 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（フナ）

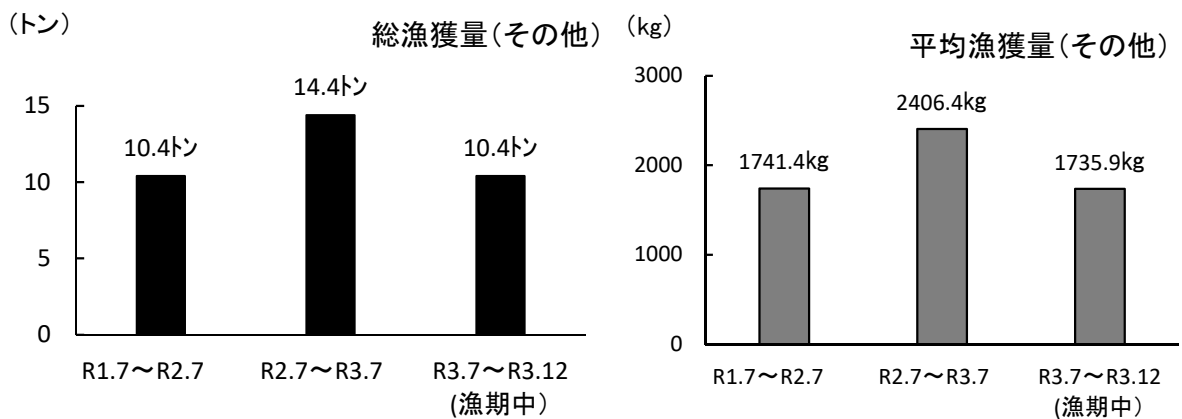
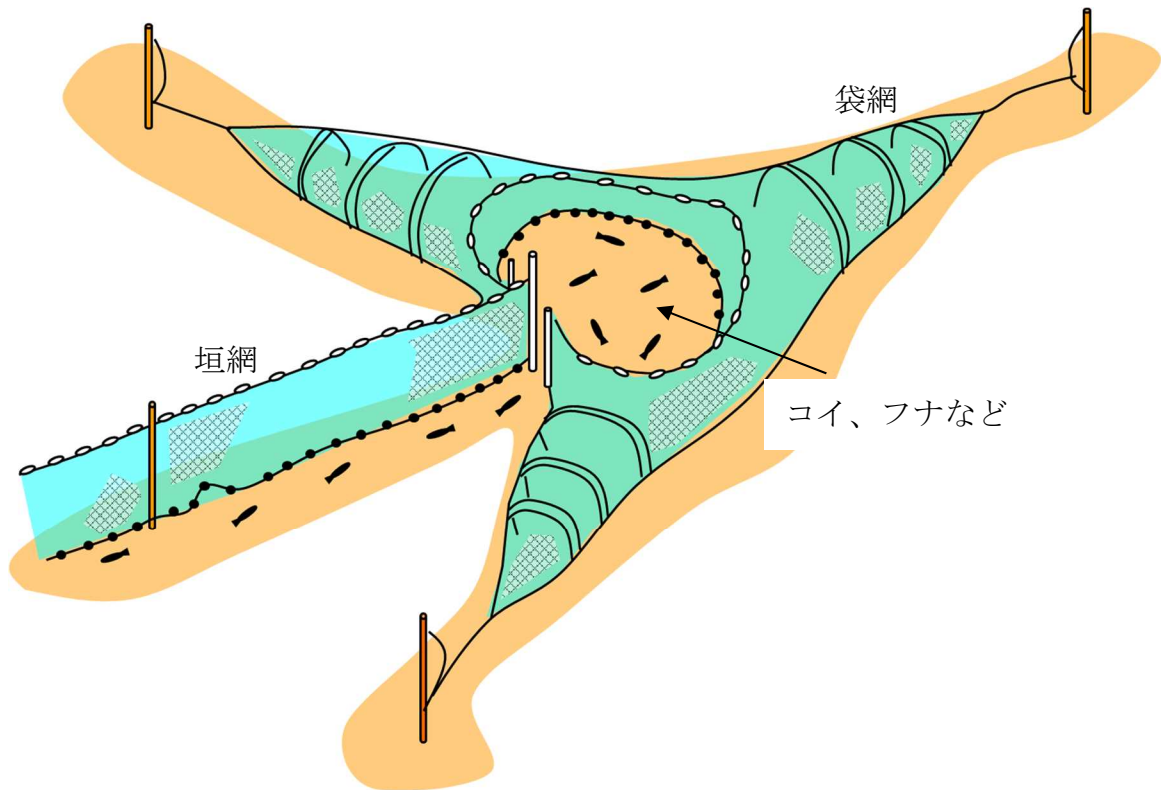


図5 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（その他魚類）

2. 今後のスケジュールについて（案）

令和4年3月	第543回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・実態調査結果の報告
	当該漁業許可の制限措置*・取扱方針（公示内容）案等の作成 ※制限措置 （1）漁業種類 （2）許可をすべき漁業者の数 （3）船舶の総トン数 （4）推進機関の馬力数 （5）操業区域 （6）漁業時期 （7）漁業を営む者の資格
4月	第544回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・許可の取扱いに関する協議
5月	第545回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・制限措置等の諮問 ・取扱方針改正に関する協議
5月	許可申請に関する公示開始
6月	許可申請の受付終了 申請内容の審査
7月	当該漁業許可の発給

ます網漁業について



漁業名称：ます網（張網）

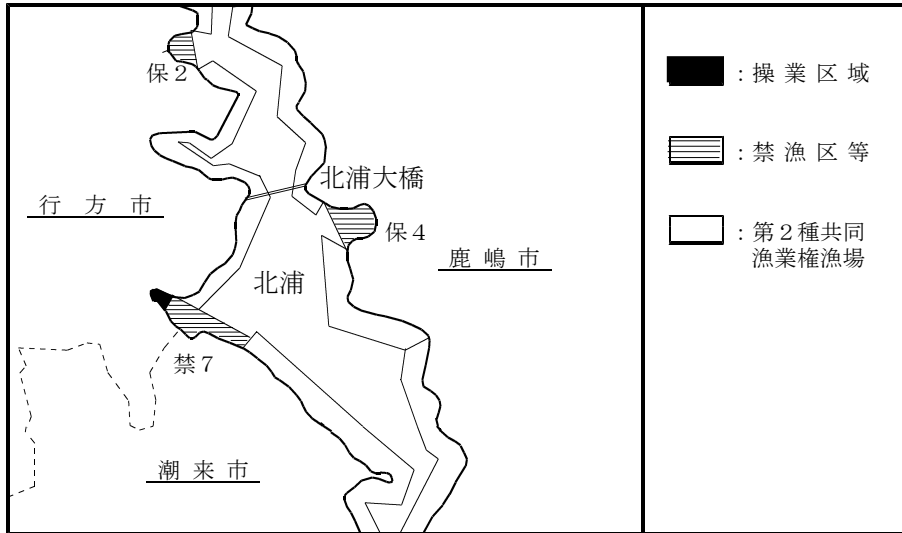
漁業時期：3月1日～翌1月20日

操業区域：・第2種共同漁業権漁場
・第2種共同漁業権漁場外における
知事許可漁業の指定沿岸区域
(行方市宇崎、稲敷市浮島、潮来市米島)

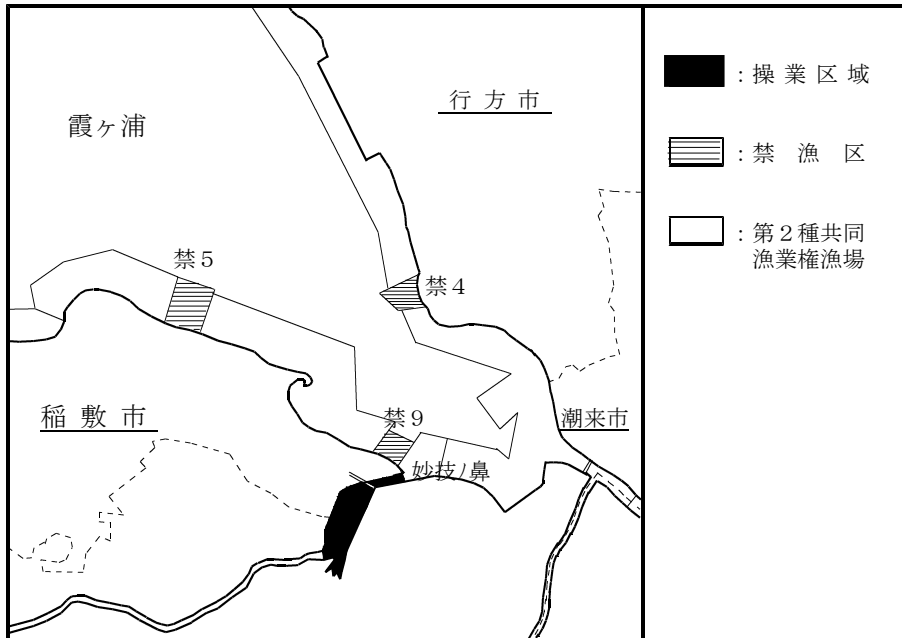
漁法：岸から沖に壁のように網を張り、泳いできた
魚が沖の袋網の中に入るのを待つて獲る漁法

操 業 区 域

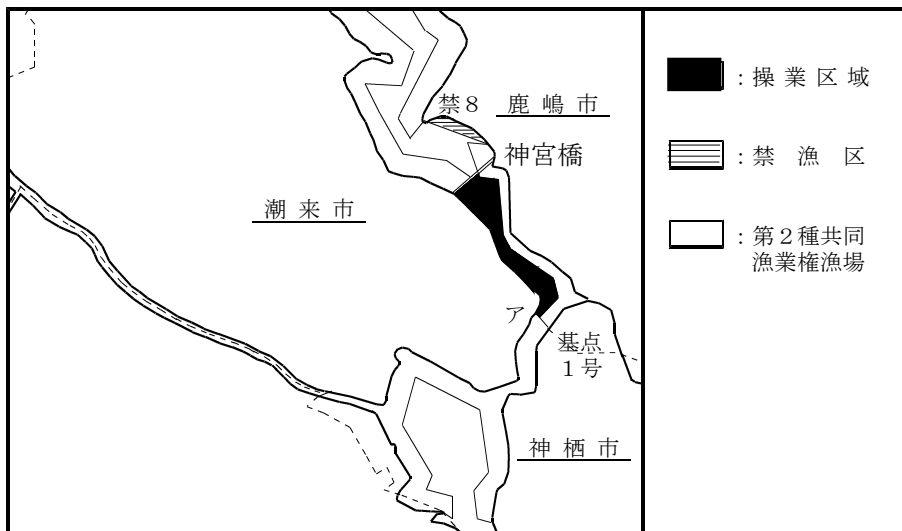
(1) きたうら広域漁協



(2) 霞ヶ浦漁協



(3) 潮来漁協



建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

ます網漁業(張網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面

イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦

ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。)

基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

ア 第5号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者

イ 第5号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者

ウ 第5号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない。
- (2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。

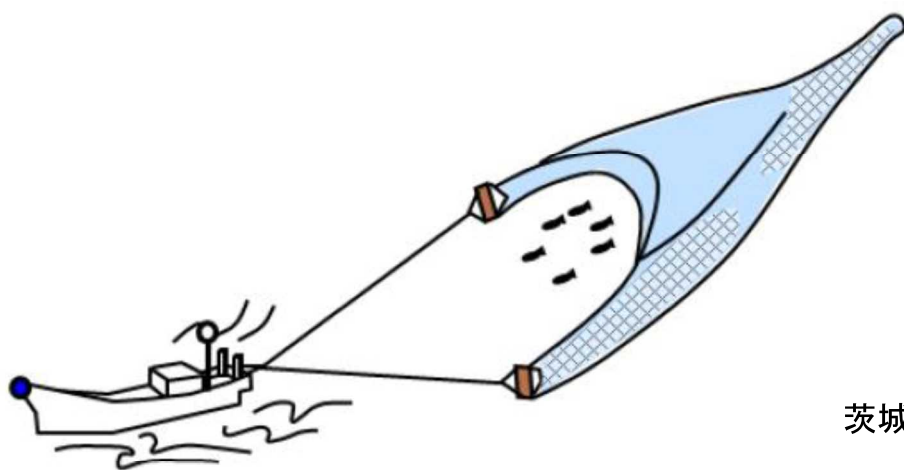
(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 建網漁業のうちます網漁業(地方名称：張網漁業)の許可等に関する取扱方針(平成28年5月25日施行)は令和2年12月1日から廃止する。

令和3年のトロール漁について

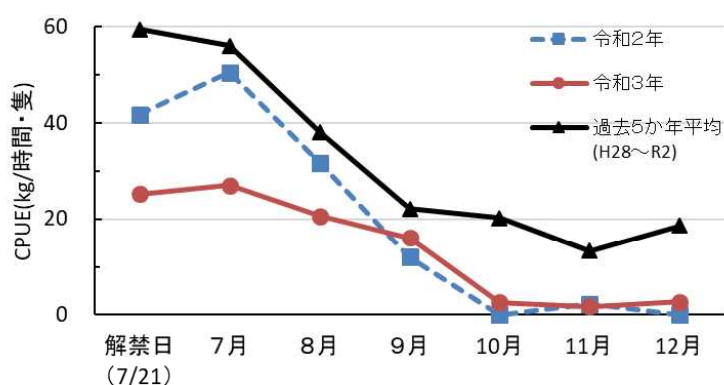


茨城県水産試験場内水面支場

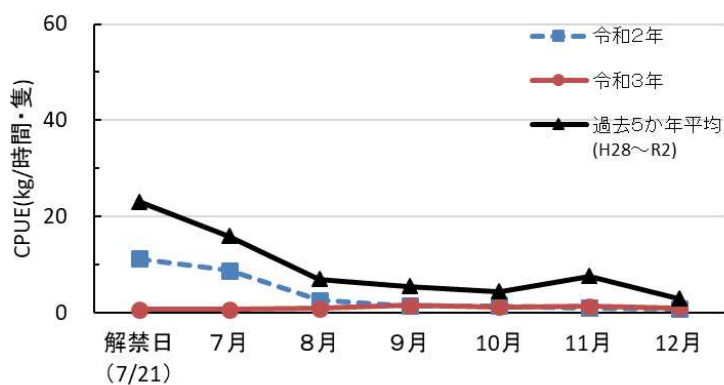
(2022.3.17) ①

ワカサギの状況 資料3

霞ヶ浦のワカサギの獲れ具合



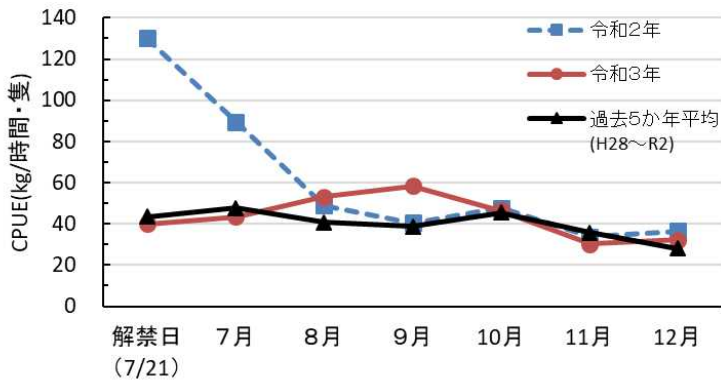
北浦のワカサギの獲れ具合



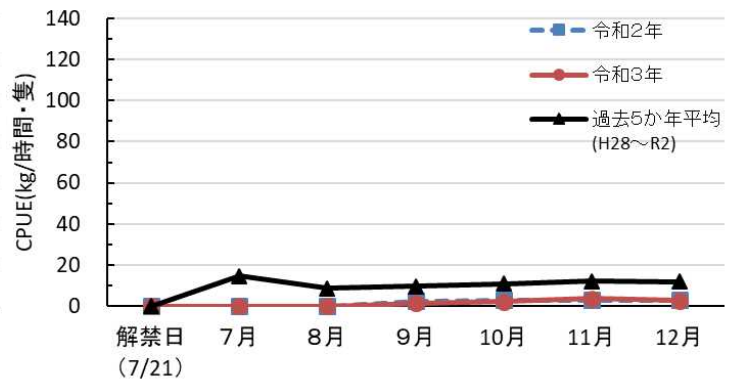
※操業船日誌より作成
※R2,R3北浦緊急支援事業
(資源量調査)を含む

- R3年の霞ヶ浦は全期間を通じて過去5か年平均を下回った。
- R3年の北浦は全期間を通じて不漁だった。

霞ヶ浦のシラウオの獲れ具合



北浦のシラウオの獲れ具合

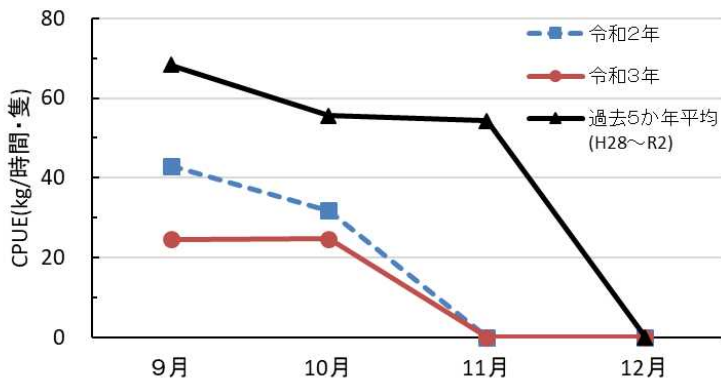


※操業船日誌より作成
 ※R2,R3北浦緊急支援事業
 (資源量調査)を含む

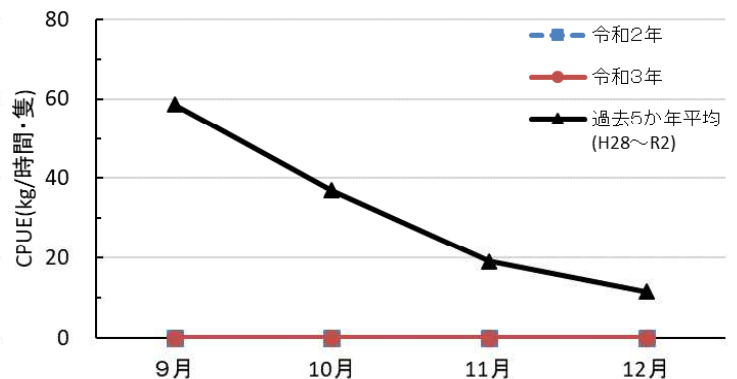
- R3年の霞ヶ浦は8,9月は過去5か年平均を上回り、他の期間は平均と同様の推移だった。
- R3年の北浦は全期間を通じて不漁だった。

③

霞ヶ浦のエビの獲れ具合



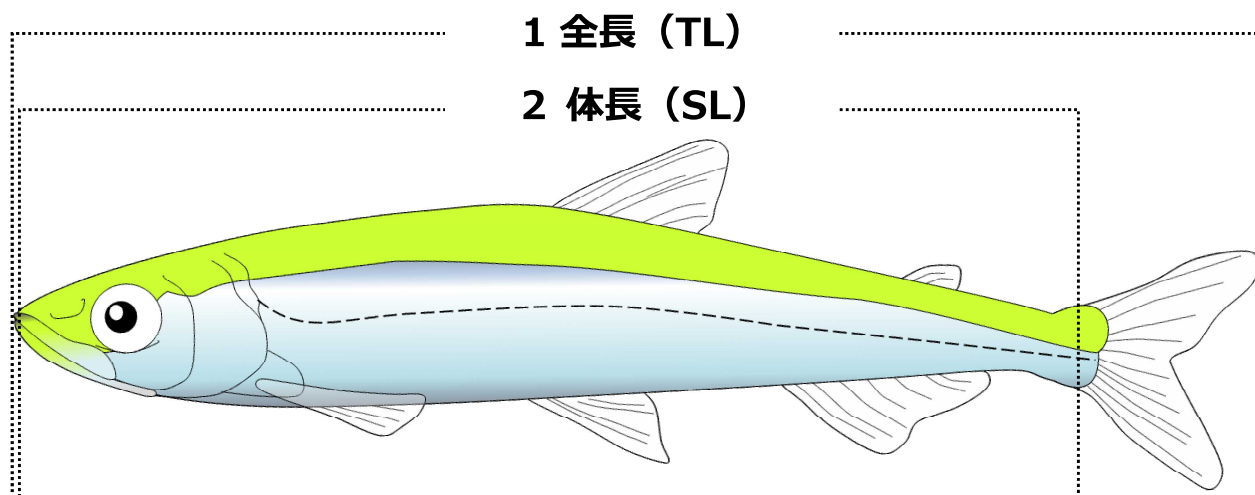
北浦のエビの獲れ具合



※操業船日誌より作成

- R3年の霞ヶ浦は全期間を通じて過去5か年平均を下回った。
- R3年の北浦はR2年と同様に標本船の操業がなかった。

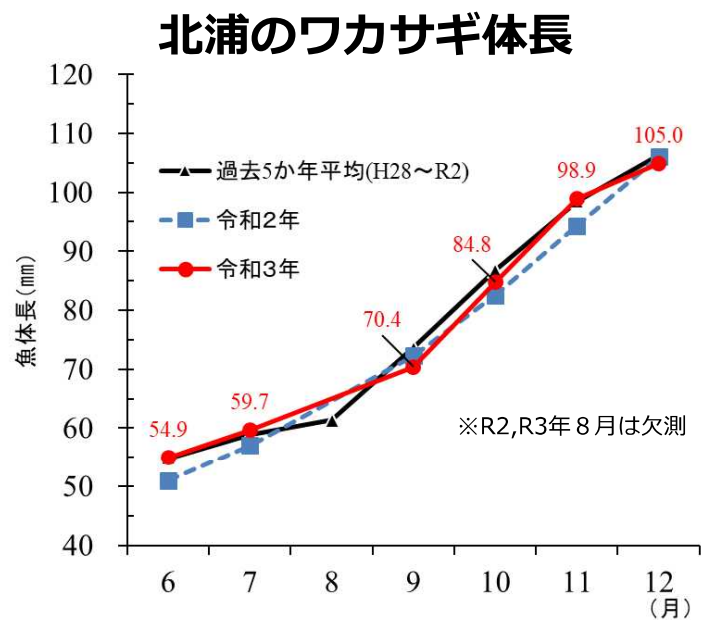
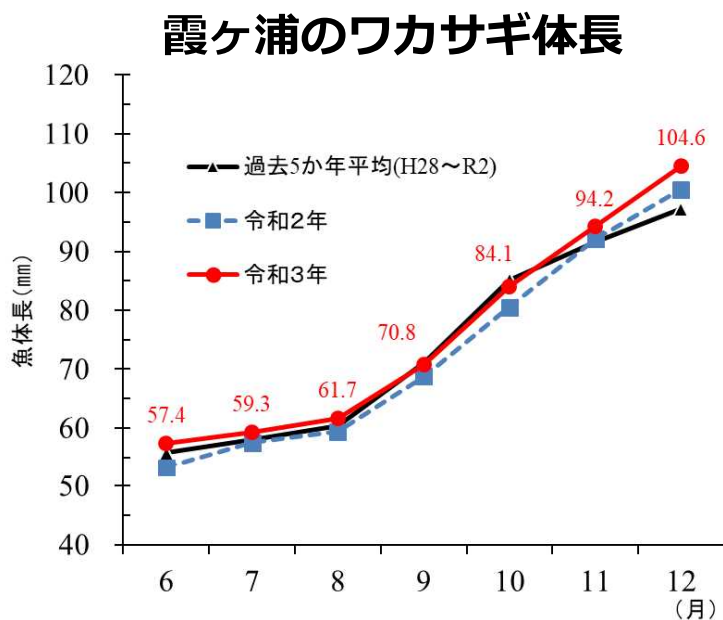
④



- 1 全長 頭部前端から尾鰭末端まで
- 2 体長 吻端から尾鰭の付け根まで
- 3 体重 魚全体の重さ
- 4 肥満度 $\text{魚体重}/(\text{魚体長}/10)^3 \times 1000$ で算出される太り具合

5

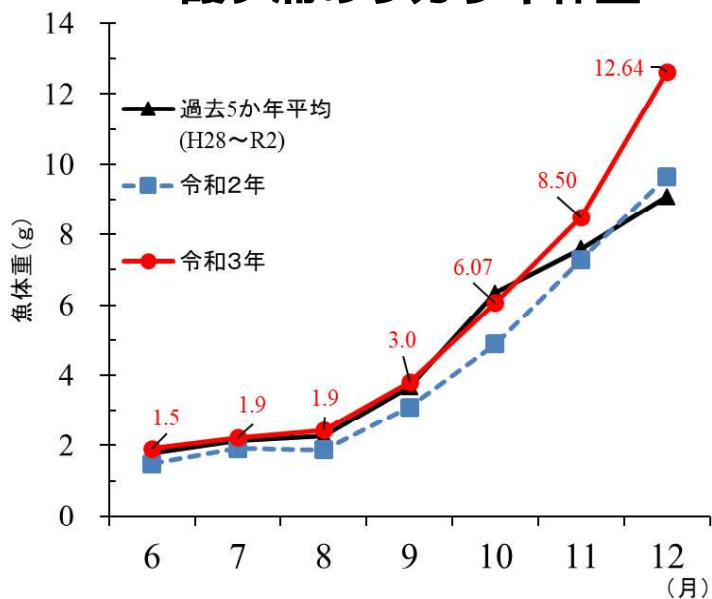
ワカサギの成長状況 (体長)



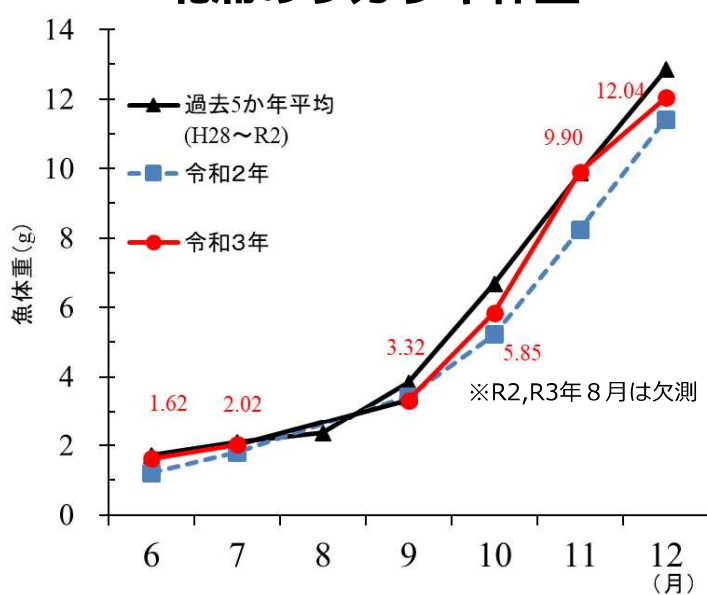
- R3年霞ヶ浦の体長は過去5か年平均と同様の推移で、11月以降やや大きくなった。
- R3年北浦の体長はR2年よりやや大きく推移した。

6

霞ヶ浦のワカサギ体重



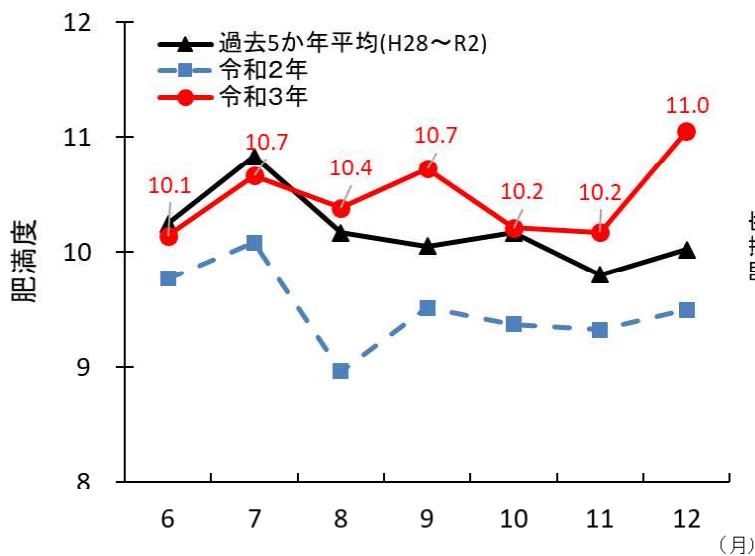
北浦のワカサギ体重



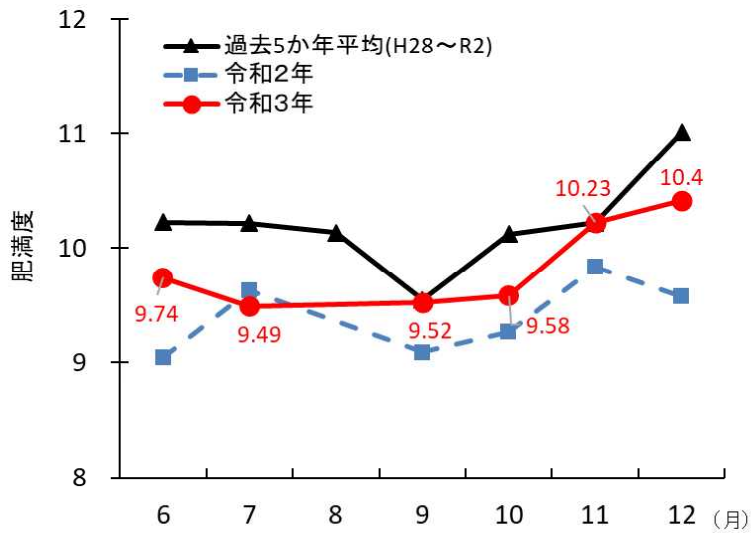
- R3年の霞ヶ浦は過去5か年平均と同様の推移で、11月以降大きくなった。
- R3年の北浦の体重は過去5か年平均と同様に推移した。

⑦

霞ヶ浦のワカサギ肥満度



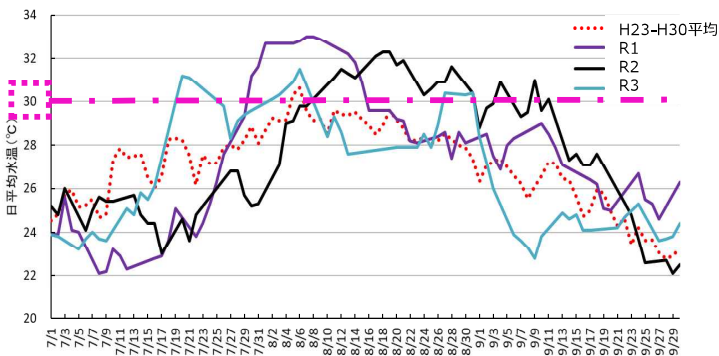
北浦のワカサギ肥満度



- R3年の霞ヶ浦の肥満度は過去5か年平均よりも高く推移した。
- R3年の北浦の肥満度は過去5か年平均よりも低く推移した。

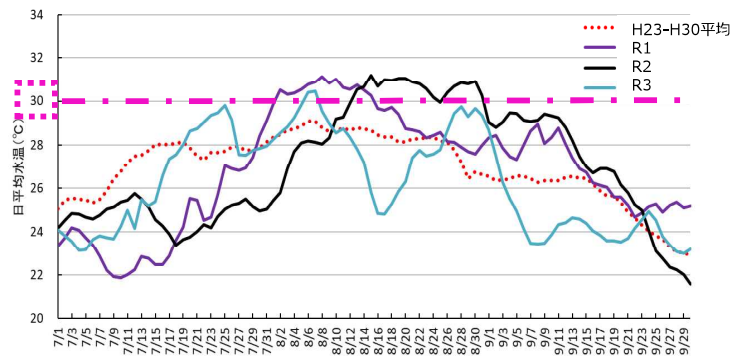
⑧

霞ヶ浦・玉造の表層水温



※内水面支場 支場前棧橋観測データより作成

北浦・釜谷の表層水温



※水資源機構 釜谷沖観測所データより作成

● R3年は霞ヶ浦・北浦ともにR1年、R2年に比べ低水温で推移した。

9

ワカサギ初期餌料密度と漁期直前（若魚）の資源量の関係

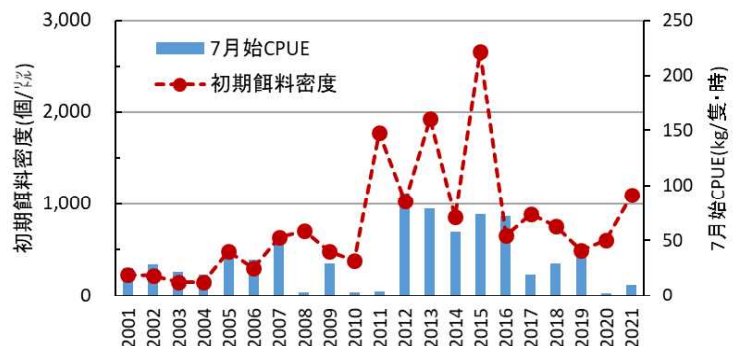
【初期餌料密度】

ワカサギのふ化仔魚期(3,4月)の餌となるワムシ、ノープリウス幼生等の小型動物プランクトン密度

霞ヶ浦



北浦



※茨城県水産試験場内水面支場
プランクトン量調査結果(3~4月-8回/年)および
ワカサギ漁期前調査結果(7月-1回/年)より作成

● 初期餌料は資源量の変動要因の一つだが、2017年以降の霞ヶ浦や2011年以降の北浦では連動しなくなってきた。

10

新たに国交省の毎時観測データを用いて、北浦の水温変動を確認するとともに、北浦トロール漁業者の操業日誌を用いて、月別のCPUE(1隻1時間当たり漁獲量)から、ワカサギ分布密度の変動状況を整理した。

1. 湖水環境とワカサギ分布密度

- 2019、2020年は、夏季高水温(30℃以上)の期間が長く続いたが、2021年は確認されなかった。
- 例年、ワカサギの月別分布密度(CPUE)は、解禁日となる7月を最高に8月以降低下する。
2019年・2020年は、2018年以前より低下しており、北浦の湖水温が高水温となった時期と合致した。
- 2021年はワカサギ分布密度の減少はなかった。

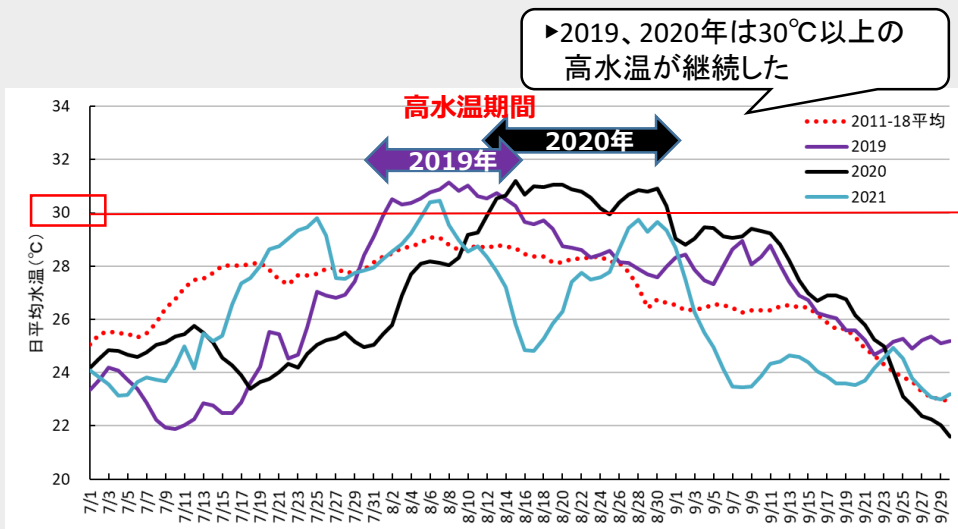


図1 北浦表層の日平均水温の推移 (国交省毎時観測)

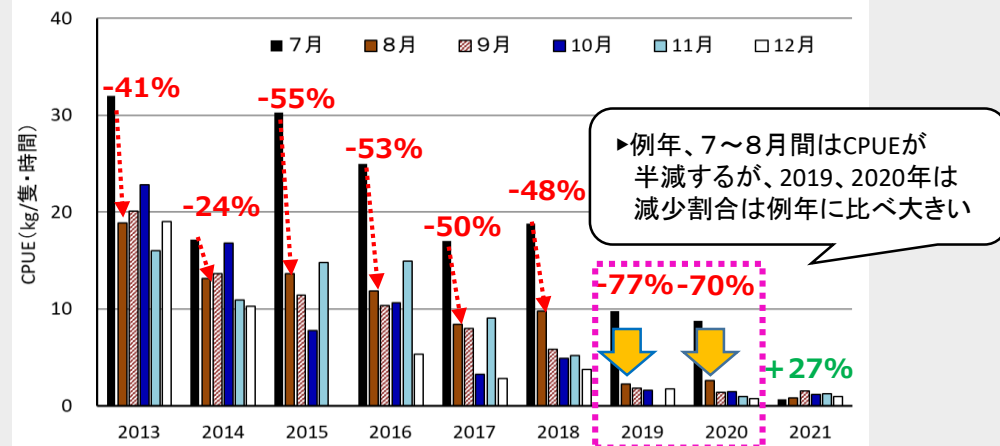


図2 北浦ワカサギCPUE (= 1隻・1時間当たりの漁獲量)

※トロール漁標本船の操業日誌より作成
(きたらら広域漁業協同組合協力)
※集計は2013年から

2. ワカサギの親と子の関係

- 前年12月のCPUE(親)と当年7月のCPUE(子)の間には正の関係が認められている。
2020年の親は少なく、2021年のワカサギ漁(子)は不漁であり、両者の関係性が確認された。

3. まとめ

- 2019年、2020年の高水温によりワカサギの親が大幅に減少したため、2021年のワカサギ漁は北浦の湖水温が高水温でないにもかかわらず不漁となった。

なお、ワカサギ漁獲量の減少は本県だけでなく秋田県でも確認されており、水産試験場では、夏季の高水温が影響しているとの見解を示している。

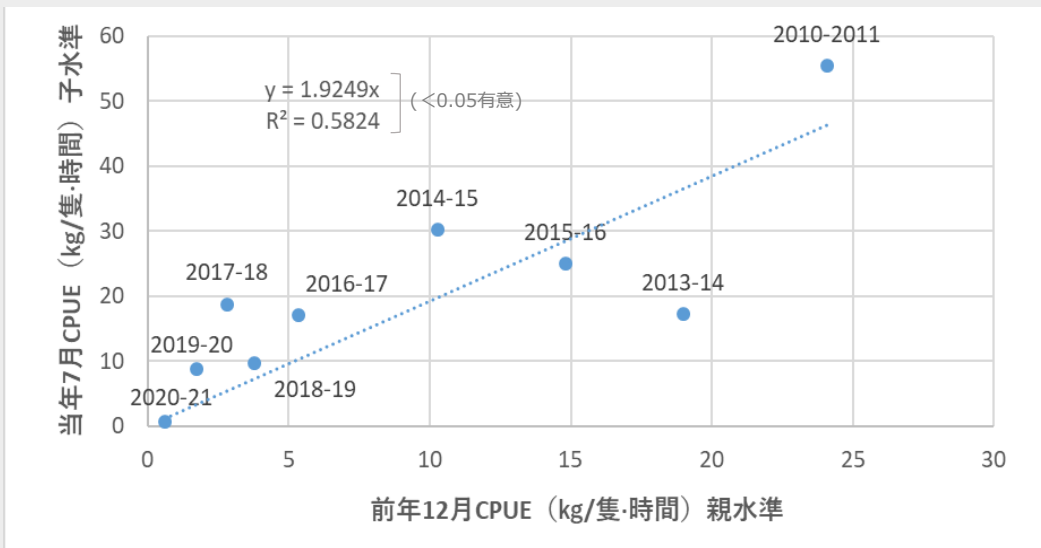


図3 北浦ワカサギ前年12月CPUE (親水準) と当年7月CPUE (子水準) の関係

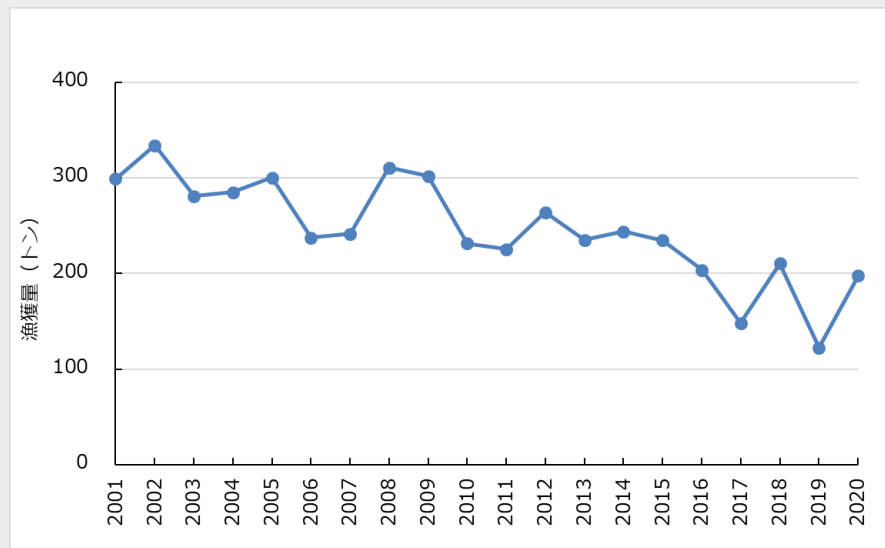


図4 八郎湖 (秋田県) のワカサギ年別漁獲量

※農林水産統計
八郎湖漁協資料

- 昇温実験区画(水温25℃→39℃)と対照区画(水温25℃一定)を設定して最長13日間飼育し、斃死や摂餌を比較。
- シラウオは、魚体が接触等に弱いため、水槽収容後に斃死が多発し、高水温耐性が不明。今後、飼育手法を改善する。
- テナガエビとハゼ類(ヌマチチブ)は、水温25℃から39℃まで昇温した結果、テナガエビは37℃まで、ヌマチチブは35℃まで斃死しなかった。北浦における、2魚種の近年の不漁は、高水温以外の要因によるものと考えられ、今後さらに調査を進める。

【 魚 種 】

【飼育試験の結果】

< シラウオ >



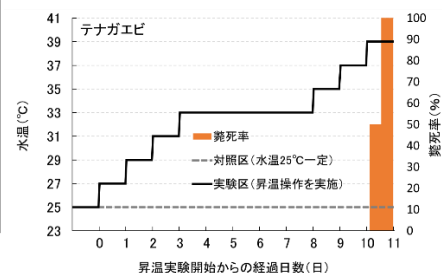
- ・昇温実験区画・対照区画ともに、毎日斃死個体が発生。
- 昇温と斃死の関係性が確認できなかった。
- ➔ **高水温の影響が不明**

< テナガエビ >



- ①実験区画 (10尾)
 - ・33℃まで昇温後、5日間飼育しても全て生存し、餌をよく食べた。
 - ・その後1日2℃ずつ、39℃まで昇温すると全てが斃死した。
- ②対照区画 (10尾)
 - ・25℃一定で飼育し全て生存。

飼育日数とエビの斃死率



<ハゼ類 : ヌマチチブ>



- ①実験区画 (10尾)
 - ・33℃まで昇温後、7日間飼育しても全て生存し、餌をよく食べた。
 - ・その後1日2℃ずつ昇温すると、37℃で5尾斃死し、39℃で全て斃死。
- ②対照区画 (10尾)
 - ・25℃一定で飼育し全て生存。

飼育日数とヌマチチブの斃死率

